

令和5年4月7日

保護者の皆様

岩倉市立岩倉中学校長
櫻井 智

微小粒子状物質（PM2.5）に関する学校の対応について（お知らせ）

春暖の候、保護者の皆様には日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

愛知県は、微小粒子状物質（PM2.5）について以下の場合、「注意喚起情報」を発令します。

【注意喚起情報を発令する判断基準】

- 県内を3区域（尾張、西三河、東三河）に分け、区域ごとに発令する
- 午前5時から午前7時までの1時間の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したとき
- 午前5時から正午まで、午前5時から午後1時まで、午前5時から午後2時まで、午前5時から午後3時まで及び午前5時から午後4時までの各1時間の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したとき

《解除基準》

- ◇ 午前0時をもって解除する。なお、それ以前に当該区域の測定値が $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下になった場合も解除する。

本校では生徒の健康管理の観点から「注意喚起情報」が発令された場合、下記のように対応します。ご理解の上、ご協力のほどよろしく申し上げます。

記

◎ PM2.5に関して「注意喚起情報」が発令された場合

- 屋外での活動（体育、部活動、校外学習等）において激しい運動を控える。
 - * 屋外活動終了後には洗眼、うがいを指導する。
 - * 屋外活動後の健康観察を入念に行う。

- 教室の換気は、必要最小限にする。

- ぜんそく等の呼吸器系疾患など健康上注意を要する生徒の様子に、特に注意を払う。

※ 呼吸器疾患など生徒の健康上で特に注意を必要とする場合は、担任までお知らせください(マスク等が必要な場合は、ご家庭での準備をお願いします)。

〈参考〉

- 1 「注意喚起情報」が発令された場合は、愛知県から岩倉市教育委員会を通して学校へ連絡されます。
- 2 「注意喚起情報」の発令は、愛知県のホームページで確認できます。